

## 「ナチス左派」の成立

蔭 山 宏

本稿の課題は「ナチス左派」の成立がナチ党史に対して持った意味を説明すること、ナチスの党内情況を党内対立の側面から明らかにすることである。但し紙数の制約上一九二四―二六年を対象とする。この主題には以前からナチスの「社会主義的」側面として関心が寄せられていたが、本格的な研究は始まったばかりで不明な点も多く、資料的制約も大きい。

元来「ナチス左派」とはいまいましい概念である。ナチ党の「左派」という場合、理論や政策だけを問題にしても「左派」の実質を十分に把握することはできない。ナチ党には正統理論がなく、ヒトラーが正統になっていた点が重要である。研究史上の対立も根本的にはこの事情を如何に理解するかにかかっていると解釈してよかる

う。

ところで、「左派」(シュトラッサー派)を「社会主義的」と理解する、ハイデン、パロックの見解はキューンルにより完全に否定された。キューンルはシュトラッサー派を「ナチス左派」と名づけ、その様々な出版物に発表された論説や綱領的表現も基本的には「小ブルジョワ的」だととらえ、その限りで「左派」とヒトラーに相違はない、とみた。違いは「小ブルジョワ的」な性格の現われ方とその背景にある。資本主義評価、階級論などにおける相違と共に、それは北・西部(シュトラッサー派の地盤)と南部(党中央)の地帯的相違、及び両派の精神構造上の相違に起因するとされる。キューンルによれば「左派」の精神構造上の特質は、「人間と歴史の統一

的な「全体理論」を形成し、そこから具体的、政治的立場を明らかにし、「理論的命題と実践的政治的命題の全体を一つの体系にしよう」という志向を持っていた点に求められる。この志向はオットー・シュトラッサーらの実践に見られ、ナチ党内部では中途で挫折したことになる。<sup>(3)</sup>「左派」のかかる志向は、党内両派が基本的には「小ブルジョワ的」立場にたっていたため、大きな意味を持ち、キューンルの分析ではこの志向を代表するオットー・シュトラッサーが中心におかれ、ゲッベルスは基本的に除かれる。

ケール<sup>(4)</sup>は個々の点でキューンルに反論しているだけでなく、オットーの脱党後もナチ党は「右」傾向を強化したわけではなく、むしろそれ以前の一九二八年頃から「左」路線を強化したと主張するが、ゲッベルスを「左派」の一方の旗手にしていることから明らかなように、キューンルと「左派」規定を異にし、しかも「左派」概念が明確でない。

ニオマルケイ<sup>(5)</sup>はヒトラーへの忠誠度を重視する。しかしオットーの脱党までを忠誠心から説明するには無理がある。「左派」は一九二〇年の党綱領をとりあげ、その

具体化、あるいは理論形成を企図していたが、それは既存の正統（ヒトラー）と対立する方位を持っていた。

ケールはヒトラーとの権力関係を、ニオマルケイは思想・戦術上の対立を軽視してしまったのに対し、キューンルは正當にも両者を統一して「ナチス左派」概念を構成した。本稿はキューンルにならって「ナチス左派」の「左派」たるゆえんをヒトラーとの対立の可能性に求めたい。しかもこの対立は個々の問題での対立ではなく、基本的戦略での「左」からの対立、中産層と労働者の連帯の上に「ドイツ革命」を志向する基本戦略ゆえの対立でなければならぬ。とすれば「ナチス左派」の起点は一九二五年九月、北ドイツのハーゲンで開かれた北・西部活動家の会合にあったといえよう。同会議では「ナチ党北・西部管区協働体 (Die Arbeitsgemeinschaft der Nord- und Westdeutschen Gaue der N. S. D. A. P.)」(以下協働体と略記)を組織することが決議されたが、その意味を知るにはまず一九二四年のナチ運動を検討しなければならない。

1 「ナチス左派」の形成前史

〔1〕 「ナチス左派」の前提

一九二三年十一月のヒトラー一揆はたやすく鎮圧され、ヒトラーは逮捕されてナチ党は事実上解体した。しかしナチスはヒトラー不在中も活動を続けていた。「ナチス左派」の萌芽形態はそこにある。

ヒトラー不在下のナチ運動は彼を指導者と仰ぐ点では共通していたが、主に戦術上の対立から半年で三組織に分化した。ヒトラーから代理人に任命されたローゼンベルクは一九二四年初め、後継組織「大ドイツ民族協働体 (Großdeutsche Volksgemeinschaft)」(以下GVGと略記)を創設した。エッサウ、シュトライヒャーら有力古参党員が加わったが、期待に反し地盤は南ドイツだけだった。次に「大ドイツ国民社会主義解放運動 (Nationalsozialistische Freiheitsbewegung Großdeutschlands)」(以下NSFBと略記)がある。ルーデンドルフ、グレイフェがGVGに参加しなかったシュトラッサーと作った「ライヒ指導部」のイニシアチブで、北部ナチスの一部は、プロイセンの民族主義者の活動拠点になっていた

「ドイツ民族解放党 (Deutschvölkische Freiheitspartei)」(以下DVFPと略記)と統一選挙リストを作成し一九二四年五月の国会選挙に参加(但しNSFB内でナチスは弱体だった)、国民社会主義解放党という国会内フラクションを形成し、またそれを母胎にNSFBを創設して北・西部に組織伸張を図った。一九二四年六月、直接には「ブルジョワ的な」DVFPと協力した「ライヒ指導部」を批判して、DVFPより急進的なドイツ社会主義党の流れを汲む北部ナチスの一部は、フォルク(代表)、ハーゼ、ズンケルより成る幹部会「ダイレクトリウム」を組織した〔JD, 73〕。

相互に反目していた三組織のうち系譜的には北・西部を地盤とするNSFBと、幹部会を上部組織とするナチスが翌年協働体を形成したが、そこでは後者が主力だったから、以下幹部会の動向を整理しておこう。

幹部会は「ヒトラー思想 (Hitleridee)」の守護者を自認していたが、その内実は「偉大な思想は少数者においてのみとらえられる」〔JD, 85-86〕というエリートイズムの立場にたつ反議会主義であり、「現在のユダヤ国家」の打倒〔JD, 62〕のためにも選挙に参加してはなら

ないと主張する。「議会主義で勝利するのは不可能」なので選挙参加は無意味であり、それは同時に国民社会主義の思想を平板化し、大衆の欲求に適應させてしまう。

「ユダヤ国家の根本的変革」は「漸次的発展」によってではなく、「国民的な闘争」によってのみ達成される【J.D., 85-86】。この闘争を担う運動の社会的基盤は「中産層」「労働者」「農民」にあり、幹部会は特にインフレにより「プロレタリア化」した中産層と労働者に共通の戦線ができていく点に着目【J.D., 80】する。

幹部会は右の立場から、議会主義的、「ブルジョワ的」なNSFBを批判したが、ほこ先はもっぱらルーデンドルフ、DVPFに向け、またナチスの分立を肯定していたわけではなく、シュトラッサーが召集したヴァイマル統一集会にはGVGと共に参加【J.D., 98ff, HA, 44/893, 81/1636】している。

次にヒトラーとの関係はどうか。組織、成員面でもDVPF中心のNSFBにはルーデンドルフを指導者と仰ぐ者がかなりあり、ナチス側のシュトラッサーやレームにしてもヒトラーから独立の度合いが相対的に高かった。その点、幹部会は「ヒトラー思想」を「ヒトラー」の

「思想」としてではなく、「ヒトラー思想」という一つの概念と理解したので、現実のヒトラーと彼らのヒトラー像との乖離に苦しむことになった。

一九二四年六月三日、組織を形成した幹部会はヒトラーに承認を求めた。これに対し彼は獄中から、「長期間公的政治から引退する決意」【J.D., 78】をしたとのべ、幹部会の承認を保留した。逮捕後ヒトラーは選挙問題でも指示を与えて獄中指揮の考えを捨ててはいなかったが、それも意のままにならぬとみると、「中立策」を採り、選挙参加に反対しなくなった。ヒトラーの戦術変更によりNSFBには自由な活動の途が一層開け、統一集会失敗の後にはヒトラーから自由に勢力を拡大していった。一方幹部会は「我々の綱領はアドルフ・ヒトラーの二語」【J.D., 97】だとの立場だったので、その後も側近フォブケにヒトラーの意向を幾度も問合せている。統一集会后フォルクは、ヒトラーはエッサウの悪影響を受けぬよう南部から北部に移るべきだとの手紙をだした。返書でフォブケは、ヒトラーは、エッサウの演説の才を高く評価していること、釈放後自由な立場で再組織するため、三組織に中立の態度をとること、DVPFとの協力問題は

「ささいなこと」だと考えている〔JD, 120-24〕。ことを報告した。ところではじめヒトラーは幹部会承認を保留していたので、幹部会側は「ヒトラーが全権を控え、ナチスに下からの成長の自由を与えた」〔JD, 79〕という好都合な解釈をなしたが、一カ月後に示されたヒトラーの明白な幹部会承認の拒否は幹部会組織に失望と動揺をよびおこした。フォルクは個々の点でヒトラーに反論したあと、ヒトラー釈放後の準備をしている幹部会に理解が示されないのは残念だが、「我々は自らの良心に従う」だけだ、とヒトラーに批判的な意見をのべた。ハーゼはヒトラーの意向から「道徳的衝撃」を受け、幹部会に対するヒトラーの考えをフォブケに問合せ、すべてが無理なら少しでもよいから返事を欲しいと哀訴しているほどである〔JD, 125-31〕。

だがフォブケの返事はまたも失望を招く内容だったし、八月末には「ライヒ指導部」も幹部会不支持を宣言したので、これに対し幹部会は成員の動揺を抑え内部統一をはかるべく、正式に下部組織「国民社会主義協働体」を発足させた<sup>(11)</sup>。ところがこれ以後幹部会内部でフォルクと他の指導者にずれが現われる。フォルクはますますヒト

ラーとの一体化から離脱し、相変らず彼に忠誠心を持つ成員たちから孤立していく。そしてこの事態は十二月に表面化した。

以上のように幹部会はエリ・ティ・ズムの反議会主義の立場からG.V.G、N.S.F.Bと対立しており、内部的にはフォルク以外常にヒトラーの意向に拘束され、ヒトラーに多くを依存していたわけだが、かかる特質は翌年の「ナチス左派」の成立を理解する基本的前提になる。

一九二四年十二月、ヒトラーが出獄すると、複雑な経緯はあったが、結局三組織ともヒトラーの意向にそうかたちで翌年三月までに組織を解体した。ただN.S.F.Bだけはナチ党と「ドイツ民族解放運動」に分裂してしまっ

## 〔2〕 新情況への対応

仮釈放されたヒトラーにとって情況は一変していた。史上空前のインフレーションは一九二四年夏頃にはすっかりおさまり、共和国は安定した。フランス軍のルール撤兵、ロカルノ協定の調印と続き、シュトレゼマンの「履行政策」<sup>(12)</sup> 国際協調路線の上に「相対的安定期」を迎えたのである。ナチ運動の場合も一年の間に新しい事

態が生れていた。運動の重心は南部から北部に移っていたし、南部と北部の対立も固定化した。またヒトラーの不在、三組織への分化は運動の地域的多様性を増大させ、下部の指導者も増加し、シュトラッサー、ゲッベルス、ブエッファーといった新指導者が頭角を現わしていた。そればかりか党員も多様化し、従来とは違った型の活動家も入党した。<sup>(12)</sup>

それゆえヒトラーの課題は情況の変化をふまえた新しい戦略を示し、バイエルン政府当局との関係を調整すると同時に、多様化したけれども急進的な党員大衆の要求にもこたえて、党を再建することだった。<sup>(13)</sup> 彼はバイエルン邦首相でカソリックのバイエルン国民党党首でもあるヘルトにとり入って党禁止解除の約束をえ、二月二十七日再建党大会を開いた。前日再刊された機関紙『フェルキッシュャー・ベオバハター』の「党再建の方針」によると「ID, 105-077」彼の主たる関心は指導者自身が党の方向を決定し、同時に党内統合の保証になることにある。しかし党内対立や多様化した党員の要求を一個人が統一するのは実際上無理なので、賢明にも彼は運動の「内的な統一」と「組織」の確立を主張し、明らかに組

織・政・党・化の途を展望する。だが彼は「まず指導者、そして組織」という序列を強調することにより自らを党内統合のシンボルにし、一方で組織の自己目的化の防止を、他方で「理念」に対する「指導者」の優位の確立を企図する。この基本的観点から彼は、運動の理念面での旧ナチ党との連続性(急進派対策)、党員資格面での旧党との不連続(中央統制の強化)、S Aの再建、宗教問題の排除(当局対策)、ドイツ民族の敵は「ユダヤ人とマルクス主義」、及びそれと結びついた中央党や民主党であること(当局対策)などを主張した。彼は政治的アジテーションには「プログラム」や「規準」が必要だと言うものの、反ヴァイマル共和制という以上の方向づけを与えず、具体的方向づけを保留した。

さしあたりヒトラーは邦政府との関係を調整しながら、ミュンヘンの党中央組織確立に専念していた。しかし彼の地位は南ドイツの外部では必ずしも安定しておらず、北・西部の有力な活動家シュトラッサーに同地の指導を委任(一九二五年二月)することは得策だった。この戦略は再建党大会でのヒトラーの演説が当局から危険だとされ、バイエルンで一九二七年五月まで、プロイセンで

一九二八年九月まで彼の演説が禁止されると〔TD, 107-08〕、一層賢明であることが明らかになった。

だがシュトラッサーにとって北・西部の情況は好ましくはなかった。確かにヒトラー不在中、かつては不毛の地だった北・西部にナチスの地盤ができており、党再建後も党員は増加した。<sup>(16)</sup>ところが北・西部の党勢発展には党内の対立・多様性及びヒトラーの戦略と対立する可能性などの増大という意味もあった。元々北・西部は思想上も組織的にも統一されてはおらず、ここではナチスと袂を分ったグレーフェのDVFとナチスの対立があったのは勿論、再建ナチ党にはNSFBから加わった者が多く、一九二四年のNSFBと幹部会組織の対立がもちこされていたし、青年層も増大し、管区指導者には新中産層が増加した、など内的多様性も著しかった。<sup>(17)</sup>そして急進的青年の増大に加えて、北・西部と南部の地帯的差異、それゆえ両地域住民の伝統的・社会的相違も絡み合い、新たに党指導部と北・西部の対立が生じ、北・西部には党中央から相対的に独立した動きが現われることになる。指導者に従属した組織政党化を図るヒトラーは、他団体との二重党籍の否定、党員証発行権の中央独占などに

より統制を強めた。またかつては「ベルリン進軍」を口にしていたのに、今や彼は選挙参加の方針を明らかにし、一九二五年三月、ルーデンドルフを大統領候補にまつりあげた。そればかりか党指導部は北・西部の民族主義的労働組合路線をも批判したのである。<sup>(18)</sup>

北・西部の反発は直ちに現われた。中央統制に関して言えば、四月、ハノーファー、ゲッテンゲンなど主要管区の指導者は、バイエルン外部に安定した組織ができた今日、党員証の発行は各管区に委ねた方がよい、と党指導部に連書を送ったし、<sup>(19)</sup>また北・西部が選挙参加を容易に受容できなかったのは勿論、労働者人口の多い管区を地盤に持つ北・西部が労働組合の必要性を痛感していたのも明らかである。

## 2 「ナチス左派」とヒトラー

### [1] 協働体の形成

まさにこのような情況——北・西部の非統一、党指導部への反発——の下でシュトラッサーは、一九二五年九月、北ドイツのハーゲンに活動家を召集した。元来彼の意図は「ミュンヘンに対抗するブロック」を形成する点

にあったと言われるが〔JD, 207-11〕、それには党指導部への対抗(但し批判の矢はエッサウやシュトライヒャーに向けられ、ヒトラーには向けられていない<sup>(20)</sup>)、北・西部ナチスの内的統一の達成、という二つの意味があった。しかしシュトラッサーが参加できなかったこともあって、会議は彼の意向通りには進まず、始めから多難が予想された。彼の意図したエッサウ批判は話題に上っただけで主たる議題にはならず、参加者の主な関心は選挙問題にあった。会議は協働体の形成を決議したが、翌月にできた「規約」によると〔TD, 113-14〕、代表者はシュトラッサー、事務長はゲッベルスで、機関紙『NS-Briefe』の創刊が決定された。

北・西部の活動家は一九二五年十一月、ハノーファーで第一回の指導者会議を開き、協働体を正式に承認した。協働体を構成する管区は、北ラインラント、南ラインラント、ヴェストファーレン、ハノーファー、南ハノーファー、ヘッセニアサウ、リュネブルク・シュターデ、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、大ハンブルク、大ベールリン、ボンメルンだった。ここでもヒトラーへの対抗は意図されず、ただより正確な綱領作成がゲッベルスと

カウフマンに依頼され、シュトラッサーが私的草案をすでに作成していることも報告された<sup>(22)</sup>。

創刊『NS-Briefe』紙上には直ちに具体的問題に関する協働体側の意見が公表され、また一九二六年一月にハノーファーで開かれた第二回指導者会議では、皇室財産没収、東方問題、綱領、他団体との関係などが討議され、ヒトラーと性格の異なる政策路線が表明化した。

協働体形成に関する以上の外的経過から、協働体(「左派」)の基本戦略が明らかになる。

〔2〕「ナチス左派」の基本戦略

協働体によれば党の方向を決めるのは「理論」である。この点はヒトラーとの関連で明白になる。党中央の遠方に独立の組織ができるのをヒトラーが警戒したのは当然だが、彼自身はじめは協働体を承認していたから〔TD, 114〕、彼が協働体の動向を脅威と感じたのは、第一回ハノーファー会議以後である。同会議以後の協働体の目立った動向は、党綱領改訂の動きが具体化し、その結果個々の点でヒトラーの考えと対立する見解が表明されたことである。

まず綱領問題をとりあげよう。シュトラッサーは

(75) 「ナチス左派」の成立

『NS-Briefe』創刊号(一九二五年十月一日)ですでに綱領上の問題を理論的に深める必要性を説き〔ID. 219〕みずから私的草案を作成した。彼によれば〔ID. 121〕党綱領の中心にある「民族主義的心情」は運動の側面にすぎず、それだけなら他党にもある。ドイツの「国民的解放」だけでなく、「社会的正義」をも渴望するナチスは「綱領の具体化」を課題としなければならぬ。彼の草案は反響を呼びそれをめぐる議論もなされたが、北西部の統一見解にはならず結局一試案にとどまった<sup>(24)</sup>。しかし党綱領が不十分であるという点では基本的にコンセンサスがあり、第二回ハノーファー会議では綱領を補足するための委員会をつくること<sup>(25)</sup>が決定された〔ID. 223〕。こうした綱領具体化の試みは、理論による党の方向づけを目指すもので——内容の如何を問わず——自由な指導者を枠づける意味をもち、国民社会主義の理念を「指導者」の上位におくことにもなる。では「左派」にとつて国民社会主義の理念とは何か、彼らは党をどの方向にもつていこうとしたのか。まず協働体代表シュトラッサーのこの時期の主張を検討してみよう。

して生れ、志願兵として参戦し、一九一九年にはバイエルン・レーテと闘っている。彼はその後薬屋を営むかわら「国民兵士団」などで活動を続け、一九二〇年にヒトラーと出会い直ちに入党し、まもなくニーダーバイエルの指導者に任命された。ヒトラー一揆に参加したが、バイエルン邦議會議員に選ばれて刑を逃れ、一九二四年十二月には国會議員に選ばれた<sup>(25)</sup>。党再建直前から北西部の指導者を担当し、一九二六年には党指導部の宣伝部門の指導者に、一九二八年には組織局長になっている。彼は常に党中央に在る一方で党内反対派の代表者とももくされてきたことも多く、また演説集以外まとまった著作を残さず、「機會主義的<sup>(26)</sup>性格」の持主とも言われていた<sup>(26)</sup>ので、とらえ難い人物である。

シュトラッサーの場合、ナシヨナリズムは「ナツィオン」への依存の認識と、社会主義は「社会的正義」の自覚と殆ど同じである<sup>(27)</sup>。彼は分裂状態にあるドイツ社会を克服する「民族共同体」について語る時、分裂社会の経済的基礎にふれたりほしめない。彼は「ナツィオン」への依存を共通項としてとりだし、「ナツィオン」を運命共同体ととらえる。この立場にたつと、土地にして

も「全体としてのナツイオン」に与えられたものだから、これの分与に際して「社会的正義」の観点が要請される。それはプロイセン的リドイッ的な「全体への奉仕」とも言われるが、この「全体」は社会関係の総体ではなく、神秘的な一つの全体である。<sup>(28)</sup> このあいまいさは彼の社会認識にも現われている。

一九二四年六月のバイエルン邦議会での演説における彼の社会認識には反ユダヤ主義が深く浸透している。<sup>(29)</sup> 彼は敏感にも民主主義に「大資本支配の仮面」を見てとるが、そこから資本・賃労働関係に目を向けはせず、取引所、銀行、といった「媒介者」が生産活動を行なう人々の「支配者」になっている情況に目を向け、しかも取引所や銀行をユダヤ人が支配している「事実」に注意を促す。ところが彼によればこれと対抗する正当な使命を持つ労働運動もまた「ユダヤ・マルクス主義」に毒されてしまっている。<sup>(30)</sup>

シュトラッサーは概して階級という言葉を自らの用語としては使わないが、一九二六年のある演説では、一九二四年の反ユダヤ主義的社会認識から転じて、ドイツ社会を「所有ビュルガートゥム」の「所有なきアルバイト

ネーマー」に対する階級支配ととらえているかのような主張をしている。<sup>(31)</sup> マルクス主義の「階級闘争」への呼びかけは「階級支配」の廃棄を目指しているのではなく、現状と逆のかたちではあるが、プロレタリア支配という「階級支配」を目指している、とみるシュトラッサーは階級闘争を否定的にみ、あらゆる「階級支配」の廃棄を目標とする。だが目標にしてはいても実現は何ら展望されておらず、彼によれば「階級支配」は「民族共同体」において克服される。しかし階級社会と「民族共同体」はどこがどのように違うのかという点や、階級社会から「民族共同体」への移行の論理に関してはきわめてあいまいである。「階級支配」の根拠は「所有」に求められてはおらず、むしろ私的所有を文化の基礎として積極的に肯定し、国民全体に「所有」を与えようとする。また現実の社会から「民族共同体」に移行する条件としては「国民的解放」と「社会的正義」の実現があげられている。

彼は「国民的解放」のために反ヴェルサイユ諸国の結集（＝被抑圧国連合）を主張し、ロシアを戦術上との限定つきとはいえドイツの連合国であると評価〔TD, 116〕

している。次に「社会的正義」は国民の八五パーセントを占める「アルバイトネーマー」を「ナツィオン」という有機体」に編入することによって実現される。(32) この「経済的革命」(シュトラッサーの理解)の具体的内容は彼の綱領草案をみれば明らかである。

草案は、序言、外政、内政、経済政策、文化政策、その他、結部から成り、量的、内容的に内政と経済政策が中心を占めている。但し具体的内容はすでに詳しく紹介されているので本稿では割愛する。草案は党綱領と本質的な点では違わず、共に中産層、とりわけ自営的中産層の社会的立場を表明している改良政策的「小ブルジョワ社会主義」の綱領具体化の試みだった。勿論両者にも違いはある。まず党綱領では排外主義的、民族主義的側面が前面にでていたのに対し、「相対的安定期」に構想された草案ではこれらが後退し、経済的側面が前面にでていた。また綱領では単なる中産層の自己主張にすぎなかったものが、草案では「上層」に対して制限を課する規定として具体化された。農業面では大土地所有を制限し零細農の経済的自立化を、工業面では大経営の所有を分散し、多くの小商品生産者を自立化させ、手工業者や小

経営者をツンフトに組織することを要求していた。情況の変化へのこうした対応に加えて、草案の独自性は協働体の社会的基盤とも関係しており、新たに新中産層の利害代表に特別の注意が払われている。(36)

次に機関紙上や第二回ハノーファー会議で明らかになった、具体的問題に関する協働体側の意見をとりあげよう。彼らは皇室財産没収に対する補償を拒否し、SPD、KPD、が共同でおこなう「国民発議」に条件付きで賛成した。(37) たとえばオットー・シュトラッサーは皇室財産の問題を「法律的権利」の問題とみることを拒否し、皇室財産も元来ドイツ国民の財産だったこと、皇室の「権利」は数百万の国民同胞にとっては「不正」と感じられるのだから、公益が私益に優先すべきであるなら、没収に対する補償(法律)を拒否しなければならぬ、と主張した。また東方問題でシュトラッサーやゲッペルスは「ドイツの解放」というヒトラーと共通の目標から出発して、被抑圧国連合というテーゼを導出し、ナシヨナル・ボルシェビズム流に、反ヴェルサイユ勢力のロシアをドイツの連合相手であると主張した。(38) またこの頃ゲッペルスはナチスとコミニズムの共通点を強調したり、

労働組合にも関心を示したりしており、協働体内有数の論客であった。<sup>(39)</sup>

こうした「左派」の実践やイデオロギーから如何なる戦略が展望されるか。「左派」も党内統合のシンボルとしてのヒトラーは肯定していたが、党に方向づけを与えるのは特定の人格からは切り離された「理論」であると考えた。そして理論的にはあいまいな点が多いにもせよ、経済的自立性を失った(あるいは失いつつある)「アルバイトネーマー」と中産層の利害に対応する党の方向づけを考えていたことは、ほぼ言いうるのであろう。特に社会的上層との区別意識は明白である。

ところが右のような性格をもつ運動の内的統合、推進の手段の問題になると、「左派」内部に明白な二つの流れがある。たとえばハーゲン会議で選挙問題が討議された時、反議会主義の主張が大勢を占め、選挙参加は拒否された。そこには如何なる意味でも現体制に入ることは体制の牽仕者になることを意味し、議会主義は没落・崩壊に向っているから、現体制を拒否する「選挙拒否者」の巨大なフロントを議会外に組織することが必要だといふか。つての北・西部幹部会と同じ体制拒否の論理があつた。

た。ここではフロントを構成するのが「防衛団体」、「青年団体」、「選挙拒否者」とされている [JD, 214] ことからも明らかなように、一種のエリート・イズムの基盤の上にたつ団体形成の方位があった。ところが「左派」の場合この方位と並んで、第二の流れとしてヒトラー的な組織政党化の方位も存在しており、共和国の安定と共に運動の統合原理としては「左派」の内部でも第二の方位が優位になるのは否めない。それでも「左派」内部で常に二つの流れが共存しており、「相対的安定期」におけるシュトラッサーはそうした共存の象徴的人物であった。

### [3] ヒトラーの対応

ヒトラーは明敏にもこうした協働体の思想と実践の意味を洞察していた。彼は一九二六年二月、南ドイツのバベルクに会議を召集し、綱領を改訂するのはおろか、補足する動きすら封じ、七月には党綱領不変宣言まで発した。その際は彼の立場を党綱領においたが、現実には両者は一致しておらず、戦略上一致させたにすぎない。そのことはやがて彼が綱領の土地の無償没収のくだりを自ら修正したことからも明らかである。では党綱領には如何なる戦略的意味があつたのか。党綱領(一九二〇

年)には排外主義的、民族主義的主張と同時に、「利子奴隸制打破」、戦時利得の無償没収、「すでに社会化されたすべての企業の国有化」、「大企業の利益配当への参加」といった「社会主義的要求」もあったが、ヒトラーはフューダーの理論から「民族に疎遠な」「国際的取引資本」と「民族に結びついた」「国民的な産業資本」を区別する観点を取りだし、生産手段の私的所有の承認と「社会主義的要求」を結びつけることができた。ここに通俗的偏見が介入すると、銀行や取引所をユダヤ人と同一視し、「反資本主義」を「反ユダヤ主義」にねじまげるのは比較的容易であり、同様に反「インターナショナルリズム」は「西欧金権主義国家」に対抗する外政のイデオロギーの正当化を可能にした<sup>(42)</sup>。党再建にあたりヒトラーが克服すべき敵としてまずユダヤ人とマルクス主義をあげていたのは、この関連において意味深い。「左派」の綱領具体化の試みはこうしたヒトラー流の綱領解釈を困難にする意味を持っていたのである。

また、皇室財産問題や東方問題でヒトラーと共通の前提から出発し、違った結論に達する「左派」の論理に対しヒトラーはバンベルク会議で、まず皇室財産について

は、皇帝のものは皇帝から奪うことはできないとのべ、「金融、取引所、商業」などの非ドイツ人「支配者(Finns)」の財がまず没収されるべきであると主張し、東方問題では、ロシアとの協力はドイツのボルシェヴィキ化を招来するだけだ、と反論した<sup>(43)</sup>。彼はバンベルク会議で協働体側の意見を正式に否定したあと、五月には黨員総会を開き、「指導者原理」に基づく中央集権的組織を確立、七月には協働体組織を解体させるに成功した。

ヒトラーの戦略はかなり明白な上下両面作戦とでもいうべきものだった。当時まだ社会的上層から相手にされなかった(勿論例外はある)にせよ、ヒトラー側からの上層への接近志向は明白である<sup>(44)</sup>。実際これ以後彼は産業界に対して、マルクス主義の防波堤となるナチ党の役割を説いてまわったり、綱領の「無償没収」のくだりを骨抜きにしたりした。ただ彼はそれと同時に政治的には、伝統的「左」「右」「中間」諸勢力に対するナチスの独自性を、世界観や闘争に言及することにより、大衆にアピールしようとした。世界観の強調は、物的利害の奴隷と化した「利害政党」批判の武器になると同時に具体的対立点をあいまいにするから、大衆一般にアピールしえた

し、闘争の強調は急進主義者、一揆の指導者としての彼のイメージを高めたのである。

### 3 総括

バンベルク会議以後、一連のヒトラーの攻勢に対し、協働体が目立った抵抗もなく「屈服」した根拠は、「左派」が両者の対立点を明確には自覚していなかった点に求められよう。ヒトラー自身「合理的」理論の担い手ではなかったこと、演説禁止の身だったし、また具体的態度決定をできるだけ避ける方針をとっていたこと、あるいは「左派」とヒトラーには共通性(小ブルジョワ的利益の擁護、闘争・世界観の強調)も多かった、などの事情があったにもせよ、やはり対立点が、しかも単なる個別的対立を越えた戦術上の決定的な対立があったのも事実である。すなわち、「左派」の綱領具体化、理論形成志向は党内におけるヒトラーの正統性(「指導者原理」)を脅かすものであったし、「左派」に根強く存在したエリートイズムの団体形成志向もヒトラーの組織政党化路線と対立する方位をもっていたのである。

しかしヒトラーの「左派」抑圧は、「左派」の中に「指

導者原理」から距離をとる態度を生みだす発端にもなった。ここでも明敏なヒトラーはこの危険性を理解し、「左派」の指導者シュトラッサーとゲッベルスを懐柔する作戦に出、ゲッベルスをシュトラッサー派から離脱させることに成功し、シュトラッサーを宣伝部門の代表者にし党指導部の責任体制に位置づけ、彼の行動に枠をはめることができた。ヒトラーの融和作戦は基本的に成功し、オットー・シュトラッサーや一部の管区指導者<sup>(45)</sup>の反発が個別的に示されるにとどまった。彼らのみが戦略上の対立を自覚しえたのだといえよう。「左派」の内的な非統一がヒトラーの「成功」を更に容易にした。

組織を解体させられた「左派」は、「相対的安定期」には党内対立をよびおこす決定的事件も生じなかった。「指導者原理」に対する距離化の過程を内包しながら、一方で都市の労働者、中産層の獲得に重点をおく「都市拠点計画」に専念し、他方で「闘争社」(出版社)に依りつつ、バンベルク会議で明白になった、理論的、戦術的未熟さを克服し、国民社会主義の理論、戦術の形成に努力を注ぐことになった。<sup>(46)</sup>そして彼らの「成果」は一九二九/三〇年に試験をうけることになるのである。

・本稿では以下の略号を用いる。

JD……Jochmann, W., hrsg., *Nationalsozialismus und Revolution. Ursprung und Geschichte der NSDAP in Hamburg 1922—1933, Dokumente*, Frankfurt am Main, 1963.

TD……Tyrell, A., *Führer befehl……Selbsterzeugnisse aus der »Kampfzeit« der NSDAP. Dokumentation und Analyse*, Düsseldorf, 1969.

HA……Hauptarchiv der NSDAP  
・本文中特定の雑誌の略号は、その雑誌のドイツ文中の略号に準じて用いる。  
（一） 雑誌名は「*民族主義*」「*民族主義*」を「*民族*」の記号とする。

(2) Heiden, K., *Geschichte des Nationalsozialismus*, Berlin, 1932. Bullock, A., *Hitler A Study in Tyranny*, London, 1952. Kühnl, R., *Die nationalsozialistische Linke 1925—1930*, Meisenheim am Glan, 1966.

(3) Kühnl, R., *ibid.*, S. 20 f.

(4) Kele, M. H., *Nazis and Workers. National Socialist Appeals to German Labor, 1919—1933*, University of North Carolina Press, 1972.

(5) Nyomarkay, J., *Charisma and Factionalism in Nazi Party*, University of Minnesota Press, 1967. 本文中の部分的素描から明らかになる「左派」のコンテ

ー路線の対立の頂点は一九二九／三〇年にあり、本稿の統一線が示される。

(6) Horn, W., *Führerideologie und Partiorganisation in der NSDAP*, Düsseldorf, 1972, S. 177.

(7) Wortz, U., *Programmatik und Führerprinzip: Das Problem des Strasser-Kreises in der NSDAP. Eine historisch-politische Studie zum Verhältnis von sachlichem Programm und persönlicher Führung in einer totalitären Bewegung*, Phil. Diss. Erlangen-Nürnberg, 1966, S. 40. Horn, W., *ibid.*, S. 186. 以下は、Hüttenberger, P., *Gauleiter: Studie zum Wandel des Machtgefüges in der NSDAP*, Stuttgart, 1969, S. 9.

(8) 以下は、Orlow, D., *The History of Nazi Party: 1919—1933*, Pittsburgh, 1969, p. 49. Kele, M. H., *ibid.*, p. 76.

(9) Vgl. Sturwe, W., *Elites against Democracy. Leadership ideals in bourgeois political thought in Germany 1890—1933*, Princeton, 1973.

(10) 以下は、Vgl. JD, 125.

(11) Noakes, J., *The Nazi Party in Lower Saxony 1921—1933*, Oxford University Press, 1971, p. 52f.

(12) Horn, W., *ibid.*, S. 223. Orlow, D., *ibid.*, p. 56.

(13) Pridham, G., *Hitler's Rise to Power. The Nazi*

*Movement in Bavaria, 1923—1933*, Harper Torchbooks, 1974, p. 38.

- (14) 北部の反カンリツタ的態度がハイネルン当局を刺激するのを警戒した。ローベントロウは「ロトラーのローベとの和議」を批判している。Weigand von Miltenberg (= Herbert Blank), *Adolf Hitler—Wilhelm III.*, Berlin 1931, S. 55f.
- (15) Horn, W., *ibid.*, S. 225. Pridham, G., *ibid.*, p. 36f.
- (16) 「北・西部」という表現は厳密な意味で用いられてはゐない。ヒネルンケイは「北部派 (northern faction)」と訳している。Nyomarkay, J., *ibid.*, p. 72.
- (17) Orlow, D., *ibid.*, p. 56.
- (18) Noakes, J., *ibid.*, pp. 65—68.
- (19) Noakes, J., *ibid.*, p. 65.
- (20) それは北・西部でのロトラー像の問題であるが、直接の命令者がロトラーではなく党指導部のヒッサウやボウラーだったことに注意。
- (21) ノークスは母親の死をみとめるためだったと言っている。Noakes, J., *ibid.*, p. 71.
- (22) Wörtz, U., *ibid.*, S. 83.
- (23) 第一回ノーンファー会議はほとんど脅威とうけとられなかったようである。Vgl. TD, 116f.
- (24) 草案にはカウフマン、ロジカート、ヒムラー、ヘルプ

、ヒターらが賛成したらしいが、他方で草案は「民主主義的」だとか「マルクス主義的」だとか、「制度の整備」「官僚的装置」による「心 (Seele)」を欠く方法だからという批判が多方面からなされた。Horn, W., *ibid.*, S. 236. Wörtz, U., *ibid.*, SS. 91—97. これにヒェルン、ミルテンベルクの要図したこの統一とは異なる態度があった。

- (25) Wörtz, U., *ibid.*, SS. 36—40
- (26) 栗原優「ナチ党綱領の歴史——暫定綱領から不可変綱領——」、『西洋史学』第九三号、十四頁。
- (27) Strasser, G., *Freiheit und Brot*, Berlin, 1928, S. 36. 本書は一九二四年から一九二六年のシュトラッサーの演説を十一冊に集めたものである。TD, 281—83 を見よ。またこの限りでゲンツルスをローベントロウの共通の立場と見ていた。Kele, M. H., *ibid.*, p. 87. Reventlow, E., *Nationaler Sozialismus in neuen Deutschland*, 1934, S. 60. Ders., "Ein Stück Wegs?" In: *Die Tat*, Mar., 1932, S. 993. 全般的にはキートンル前掲書一五一頁以下を見よ。
- (28) Strasser, G., *ibid.*, S. 37f. なお「マルクレー『文化と社会上』田窪他訳、せりか書房、十四頁を参照。
- (29) ハイネルンでは反ヒダヤ主義が大衆にアピールしやすかったという事情もあるであろうが……。
- (30) Strasser, G., *ibid.*, SS. 8—12. この点から彼はSPDと労働者を区別する。ケールはシュトラッサー演説の「反

- 資本主義」的面を強調して「反ヒトラー主義的面を軽視して」らる。Kele, M. H., *ibid.*, p. 82. 確かにヒトラー主義者は「反資本主義」を強調していたが、それは本稿が示した枠組の中で主張されてくる点を見逃してはならぬ。
- (31) Strasser, G., *ibid.*, S. 56.
- (32) Strasser, G., *ibid.*, S. 37. この点はナチスの「労働者」観を知る上で重要である。
- (33) Kühnl, R., hrsg., „Zur Programmatik der nationalsozialistischen Linken. Das Strasserprogramm von 1925/1926.“ In: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*. 1966. SS. 317—333. 一九二四年時のナチス主義者の主張を照して、草案には弟のオットーやマンフレットの影響が予想される。
- (34) 鹿毛達雄「ナチズムの擡頭」岩波講座『世界歴史・現代4』一九七一年。村瀬興雄「ナチスはいつごろ発展した」『月刊エコノミスト』一九七四年七月号、栗原前掲論文。
- (35) Vgl. Winkler, H. A., *Mittelstand Demokratie und Nationalsozialismus. Die politische Entwicklung von Handwerk und Kleinhandel in der Weimarer Republik*. Kiepenheuer & Witsch. 1972. S. 160.
- (36) 栗原前掲論文、十九頁以下。
- (37) キーンン前掲書所収の Resolution der Arbeitsgemeinschaft Nordwest der NSDAP zur Frage der Führungsabfindung 参照。#24 Böhnke, W., *Die NSDAP im Ruhrgebiet 1920—1933*, Neue Gesellschaft. 1974, S. 216.
- (38) ナチス・ヒトラー主義者の間では「Schuldekopf, O. E., *Linke Leute von rechts. Die nationalrevolutionären Minderheiten und der Kommunismus in der Weimarer Republik*, Stuttgart, 1960. Paetel, K. O., *Versuchung oder Chance? Zur Geschichte des deutschen Nationalsozialismus*, Göttingen-Berlin-Frankfurt-Zürich. 1965. #24°.
- (39) Kele, M. H., *ibid.*, p. 92. Schulz, G., *Aufstieg des Nationalsozialismus. Krise und Revolution in Deutschland*, Propyläen. 1975. S. 391, SS. 409—414.
- (40) ナチス TD, 163 f.
- (41) HA, 20/389. Kühnl, R., *ibid.*, S. 127. TD, 157, 242 #21°.
- (42) 右の著者はナチスに反対する Fetscher, I., „Faschismus und Nationalsozialismus. Zur Kritik des sowjetmarxistischen Faschismusbegriffs.“ In: *Von Weimar zu Hitler*, hrsg., von Jasper, G., Köln/Berlin 1968.
- (43) Wörtz, U., *ibid.*, S. 101 f.
- (44) ナチス Turner, H. A., *Faschismus und Kapitalismus in Deutschland. Studien zum Verhältnis zwischen*

*Nationalsozialismus und Wirtschaft*, Göttingen, 1972.  
及び同書所収の Hitler, A., „Der Weg zum Wiederauf-  
stieg“, 1927 を参照。

(45) Horn, W., *ibid.*, S. 249. ロシカートやヒルデブラン  
ト。

(46) ヒトラーは「闘争社」の出版物を、私的出版物だとの  
限定を付して許容した。これは協働体の解体に対する、み  
かえりとしてのヒトラーの譲歩だと解せよう。

一九七五年七月 (一橋大学助手)